

# 社会福祉法人飛龍会 別途利用料

## (保育園部)

※保育標準時間認定の場合の別途利用料（該当部分のみ）

	項目	利用料	利用料単位	備考	みやこ町無償化対象
1	夕方延長（午後6時30分を超えて午後7時まで）	1,000円	月極	申請必要、おやつ代含む 月～土曜日	×
2	1日夕方延長（午後6時30分を超えて午後7時まで）	100円	1回	おやつ代含む	×
3	主食（米）代	500円（又は白米1升）	月極	3～5歳児のみ	×
4	副食（おかず・おやつ）代	4,500円	月極	3～5歳児のみ 低所得世帯及び第3子以降（未就学児の子どものうち）は免除	○

※保育短時間認定の場合の別途利用料（該当部分のみ）

	項目	利用料	利用料単位	備考	みやこ町無償化対象
1	1日早朝延長（午前7時から午前8時30分前まで）	100円	1回		×
2	1日延長保育（午後4時30分を超えて午後6時30分まで）	200円	1回		×
3	1日夕方延長（午後6時30分を超えて午後7時まで）	100円	1回	おやつ代含む	×
4	主食（米）代	500円（又は白米1升）	月極	3～5歳児のみ	×
5	副食（おかず・おやつ）代	4,500円	月極	3～5歳児のみ 低所得世帯及び第3子以降（未就学児の子どものうち）は免除	○

### 1. 保育園部の保育料無償化の対象費用

※全ての3～5歳児の保育料は無償化の対象となります。0～2歳児の保育料は住民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。  
ただし、給食代、延長保育代等の実費は無償化の対象外です。

※副食代は無償化の対象外ですが、低所得世帯及び第3子以降の副食代は免除されます。

・免除対象者

①生活保護世帯

②世帯の住民税所得割合算額が57,700円未満（ひとり親等世帯77,101円未満）の世帯

③上記①②に該当しない世帯において、未就学児の子どものうち、3番目以降の子

## 社会福祉法人飛龍会 別途利用料

### (幼稚園部)

※幼稚園部の別途利用料（該当部分のみ）

	項目	利用料	利用料単位	備考	預かり保育の 無償化対象	みやこ町無 償化対象
1	1日早朝延長（午前7時から午前8時30分前まで）	100円	1回	保育料	○	×
2	1日延長保育（午後3時30分を超えて午後6時30分まで）	200円	1回	保育料	○	×
3	1日夕方延長（午後6時30分を超えて午後7時まで）	100円	1回	保育料・おやつ代含む	×	×
4	土曜日保育（午前9時から午後3時まで）	350円	1回	保育料	○	×
		0円	1回	給食代・おやつ代	×	×
5	主食（米）代	400円	月極			×
6	副食（おかず・おやつ）代	3,100円	月極	低所得世帯及び第3子以降（小学校3年生以下の子どものうち）は免除		○

※幼稚園部の休日

- ・土曜日、日曜日、祝祭日

※幼稚園部の長期休業日

- ・8月13～15日（夏休み）、12月29日～1月3日（冬休み）、3月24～31日（学期末休み）

※土曜日に園行事があるときは、土曜日保育利用料350円は必要ありません。

※午前8時30分から午前9時前、午後15時30分から16時前までは登降園時間とみなし、利用料はいただきません。

## 1. 幼稚園部の無償化の対象者と上限月額

区 分		教育標準時間の保育料	預かり保育の利用料	
			保育の認定事由に該当する	保育の認定事由に該当しない
3～5歳児（年少クラス以降）		対 象 （無 償）	対 象 （上限11,300円）	対 象 外
満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども）	住民税課税世帯		対 象 外	
	住民税非課税世帯		対 象 （上限16,300円）	

## 2. 幼稚園部の保育料無償化の対象費用

※教育標準時間の保育料は満3歳から無償化の対象となります。ただし、通園バス代、給食代等の実費は無償化の対象外です。

※副食代は無償化の対象外ですが、低所得世帯及び第3子以降の副食代は免除されます。ただし、土曜日は免除の対象外です。

・免除対象者

①生活保護世帯

②世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯

③上記①②に該当しない世帯において、小学校3年生以下の子どものうち、3番目以降の子

## 3. 幼稚園部の預かり保育利用料無償化の対象費用

※保育の必要性の認定事由に該当する場合、預かり保育の利用料も無償化の対象となります。ただし、満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども）については、住民税非課税世帯のみが対象ですのでご注意ください。

※預かり保育の利用料は、月額11,300円（満3歳の住民税非課税世帯は月額16,300円）を上限に、実際に支払った額と「日額単価（450円）×利用日数」を月ごとに比較して、どちらか小さい額が免除となります。